

茂原市再生土の埋立て等規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市再生土の埋立て等規制条例（令和3年茂原市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める産業廃棄物)

第2条 条例第2条の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (2) 鋳さい
- (3) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- (4) ばいじん
- (5) その他市長が定める産業廃棄物

(条例第2条の規則で定める処理)

第3条 条例第2条の規則で定める処理は、固化、凝集、天日乾燥その他市長が定める処理とする。

(条例第2条の規則で定める行為)

第4条 条例第2条の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の適用を受ける行為のうち規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第12条第1項、第13条第1項又は第14条第12項の規定の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又はこれらの規定の適用を受ける処分として行う再生土の堆積
- (2) 法第13条の14第1項の規定による撤去等に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積
- (3) 法第14条第15項の規定により受託した者が、運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

2 条例第2条の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 条例第2条に規定する産業廃棄物の同条に規定する処理により生じた物を当該処理をした場所で保管するために行う再生土の堆積

(2) 舗装工事として行う再生土の堆積

(3) その他市長が定める再生土の堆積

(条例第3条第1項ただし書の規則で定める再生土の埋立て等)

第5条 条例第3条第1項ただし書の規則で定める再生土の埋立て等は、次に掲げる者が発注する工事に係る再生土の埋立て等とする。

(1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社

(4) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社

(5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社

(6) 独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、成田国際空港株式会社その他これらに類する法人で市長が定めるもの

(7) その他市長が定める法人

(適用除外の届出)

第6条 条例第3条第2項に規定する届出は、適用除外届出書（別記第1号様式）によるものとする。

(中止命令等)

第7条 条例第4条に規定する命令は、中止・原状回復命令書（別記第2号様式）により行うものとする。

(身分を示す証明書)

第8条 条例第6条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第3号様式）とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条）

適用除外届出書

年 月 日

（宛先）茂原市長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者名

茂原市再生土の埋立て等規制条例第3条第1項ただし書の規定により、再生土の埋立て等の適用除外に該当するので、同条第2項の規定により、下記のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

記

添付書類

- 1 再生土の埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図
- 2 再生土の埋立て等に供する区域の計画平面図及び計画断面図（施工前後の構造が確認できるものに限る。）
- 3 再生土の埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 4 再生土の埋立て等に使用される再生土の販売事業者ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面
- 5 再生土の埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面
- 6 再生土の埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面
- 7 再生土の崩落、飛散、流出を防止する措置の内容を記載した書面
- 8 再生土の埋立て等による周辺地域の生活環境への影響を防止する措置の内容を記載した書面
- 9 擁壁を用いる場合は、当該擁壁の断面図及び背面図
- 10 再生土の埋立て等に使用される再生土の搬入経路図
- 11 再生土の埋立て等の施工の方法及び工程を記載した施工計画書
- 12 この条例以外の法令等で規制があり、それぞれの法令等の適用を受け、許認可等が必要なものについては、その写し
- 13 その他市長が必要と認める書類及び図面等